

第7回教育委員会

平成 29 年 3 月 7 日
午前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第24号

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を改正する規則案

議案第24号

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則（平成20年大阪市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1項」を削り、「第15条第4項に規定する」を「第15条の規定に基づき、」に改め、「指導が不適切であると認定した教員（法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）に対して実施する研修」を「指導が不適切である教員の認定手続及び指導改善研修」に改める。

第2条中「法第25条の2第1項に規定する指導が不適切である教員」を「「指導が不適切である教員」」に改め、同条第1号中「教科」を「教科等」に、「学習指導」を「学習指導、保健指導又は保健管理等」に改め、同条第2号中「学習指導」を「学習指導又は保健指導」に改め、同条第3号中「及び生徒指導」を「、保健室経営、生徒指導又は保健指導等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

1 この規則において、「教員」とは、法第2条第2項に規定する者をいう。

第3条第1項中「校長」を「校長（園長を含む。以下同じ。）」に改める。

第4条第1項中「（園長を含む。以下同じ。）」を削り、「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第2項中「保護者等」を「保護者等（条例第1条に規定する保護者等をいう。以下同じ。）」に、「実施し」を「実施したときは」に改め、同条第5項中「実施し」を「実施したときは」に改め、同条第7項中「事実確認等の実施に関する報告書（様式第3）を教育委員会に提出するとともに、指導記録（様式第4）を作成しなければならない」を「事実確認等の実施に関する報告書（様式第3）及び指導記録（様式第4）を作成し、教育委員会に提出しなければならない」に改める。

第5条第1項中「校長は」を「校長は、前条第2項に基づき事実確認等を実施したときは」に、「前条第2項」を「同項」に、「様式第6」を「様式第6-1及び様

式第6-2」に、「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第2項中「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同項第4号中「様式第6」を「様式第6-1及び様式第6-2」に改め、同条第3項中「第2条各号」を「第2条第2項各号」に、「様式第6」を「様式第6-1及び様式第6-2」に改め、同条第5項中「教育委員会は」を「教育委員会は、前条第5項に基づき事実確認等を実施したときは」に、「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第6項及び第7項中「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改める。

第6条第3項中「ただし」を「ただし、教育委員会は」に改め、同条第4項中「関わらず」を「かかわらず、教育委員会は」に改め、同条第5項中「ステップアップ期間研修の期間中に分限休職処分」を「教育委員会は、ステップアップ研修の期間中に当該教員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項各号に掲げる事由による休職の処分」に改め、同条第6項中「指導力向上支援・判定会議」を「第10条の規定による指導力向上支援・判定会議」に改める。

第9条第3項中「ステップアップ研修を受講した者」を「当該教員」に改め、同条第4項中「第5条第6項」を「同条第6項」に改める。

第10条第6項を削る。

第11条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

様式第6を次のように改め、様式第6-1とする。

⑩体罰傾向やセクハラ的な言動がある。									
⑪勤務態度が不適切である。									
⑫粗雑な言動等、社会性の欠如がみられる。									
規則第2条第2項第3号の該当の有無	該当					非該当			

2 総合評価

○ 学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
○ 学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
○ 教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
○ 本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

様式第6－1の次に次の1様式を加える。

⑩学校運営や学校保健計画の立案等に際して、養護教諭としての専門的な観点を踏まえて参画していない。								
⑪保護者や学校三師、地域、関係機関との連携が不十分で、学校園での指導や取り組みが理解されていない。								
⑫体罰傾向やセクハラ的な言動がある。								
⑬勤務態度が不適切である。								
⑭粗雑な言動等、社会性の欠如がみられる。								
規則第2条第2項第3号の該当の有無	該当				非該当			

2 総合評価

○ 学校での対応が極めて困難で早期に教育委員会と連携した支援が必要である。	
○ 学校での対応が困難で教育委員会と連携した支援が望ましい。	
○ 教育委員会と連携した支援があれば学校での対応が可能である。	
○ 本人の努力や管理職の指導・助言、同僚教職員の支援等があれば学校での対応が可能である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

〔傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に
関する規則（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」とい
う。）第25条の2 第1項及び大阪市立学校活性化条例（平成24年条例第86号。以
下「条例」という。）第15条 第4項に規定する児童、生徒又は幼児（以下「児童
の規定に基づき、
等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教員（法第2条第2項に
の認定手続及び指導
規定する教員をいう。以下同じ。）に対して実施する研修に関し、必要な事項を
改善研修
定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「教員」とは、法第2条第2項に規定する者をいう。

2 この規則において、法第25条の2第1項に規定する「指導が不適切である教
員」とは、教育委員会が次の各号のいずれかに該当すると認定した者をいう。

- (1) 教科**等**に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導、**保健指
導又は保健管理等**を適切に行うことができない者
- (2) 指導方法が不適切であるため、学習指導**又は保健指導**を適切に行うことがで
きない者
- (3) 児童等の心を理解する能力及び意欲に欠け、学級経営、**保健室経営及び生徒
指導又は保健指導等**を適切に行うことができない者

(学校協議会による意見等)

第3条 条例第9条第4項第4号に規定する校長（**園長を含む。以下同じ。**）が
講ずべき措置等についての意見は、意見書（様式第1）により行うものとす

る。

2 省 略

(指導及び助言並びに事実確認等の実施)

第4条 校長(園長を含む。以下同じ。)は、教員が第2条第2項各号のいずれかに該当すると疑われるとき又は条例第9条第4項第4号に規定する校長が講ずべき措置等についての意見を受けたときは、当該教員に対し、児童等に対する指導の改善に必要な指導及び助言を行うとともに、事実確認その他の必要な措置(以下「事実確認等」という。)の実施を予告し、事実確認等の実施に関する報告書(様式第3)を教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、学校での指導の実態、児童等又は保護者等(条例第1条に規定する保護者等をいう。以下同じ。)からの苦情等の記録、校長の注意等の改善方策の成果等について事実確認等を実施したときは、指導記録(様式第4)を作成しなければならない。

3-4 省 略

5 教育委員会は、学校での指導の実態、児童等又は保護者等からの苦情等の記録、校長の注意等の改善方策の成果等について事実確認等を実施したときは、事実確認等の実施記録(様式第5)を作成しなければならない。

6 省 略

7 校長は、第4項に規定する事実確認等の実施を予告したときは、事実確認等の実施に関する報告書(様式第3)及び指導記録(様式第4)を作成し、を教育委員会に提出するとともに、指導記録(様式第4)を作成しなければならない。

(申出等)

第5条 校長は、前条第2項に基づき事実確認等を実施したときは、前条第2項

同

に規定する指導記録(様式第4)に基づき、指導が不適切である教員の判定基準表(様式第6-1及び様式第6-2。以下「判定基準表」という。)を作成し、当該教員が第2条第2項各号のいずれかに該当するか否かを判定しなければならない。

2 校長は、前項に基づき当該教員が第2条第2項各号のいずれかに該当すると判定したときは、速やかに教育委員会に申し出るとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)－(3) 省 略

(4) 判定基準表（様式第6－1及び様式第6－2）

(5) 省 略

3 校長は、第1項に基づき当該教員が第2条第2項各号に該当しないと判定したときは、速やかに教育委員会に指導記録（様式第4）、判定基準表（様式第6－1及び様式第6－2）及び事実確認等の実施解除に係る報告書（様式第9）を提出しなければならない。

4 省 略

5 教育委員会は、前条第5項に基づき事実確認等を実施したときは、前条第7項に規定する指導記録（様式第4）及び前条第5項に規定する事実確認等の実施記録（様式第5）に基づき、当該教員が第2条第2項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、判定通知書（様式第11）により校長に通知しなければならない。

6 教育委員会が前項の規定に基づき当該教員が第2条第2項各号のいずれかに該当すると判定したときは、校長は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1)－(3) 省 略

7 教育委員会は、第5項の規定に基づき当該教員が第2条第2項各号に該当しないと判定したときは、速やかに校長を通じて事実確認等の実施を解除するものとする。

8－9 省 略

（認定及びステップアップ研修の決定）

第6条 省 略

2 省 略

3 ステップアップ研修の期間は、4月とする。ただし、教育委員会は、同研修を開始した日から引き続き1年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

- 4 前項の規定に関わらず、**教育委員会**は、ステップアップ研修の延長を行うこ
かかわらず

とにより、当該教員の指導の改善の余地が見込まれる場合に限り、同研修を開始
した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

- 5 **教育委員会**は、ステップアップ研修の期間中に**当該教員**に対し、分限休職

地方公務員法

(昭和25年法律第261号) 第28条第2項各号に掲げる事由による**休職**の処分及び病
気休暇の承認等(以下「処分等」という。)を行う場合は、同研修を延長し、又
は中止するものとする。

- 6 教育委員会は、第1項の規定による認定及び決定をしようとするときは、あら
かじめ、**第10条の規定による**指導力向上支援・判定会議(以下「会議」とい
う。)の意見を聴かなければならない。

- 7 省 略

(ステップアップ研修後の措置等)

第9条 省 略

- 2 省 略

- 3 教育委員会は、ステップアップ研修を受講した者に対し、第1項の認定を行
当該教員

うまでの教育委員会が指定する日までに、ステップアップ研修に対する意見書
(様式第18)を、校長を通じて教育委員会に提出することができる旨を通知する
ものとする。

- 4 教育委員会は、ステップアップ研修の延長、終了又は免職その他必要な措置
を、第5条第2項又は第5条第6項に基づく書類を提出した校長に対して、決

同

定通知書(様式第13)により通知するものとする。

- 5-6 省 略

(指導力向上支援・判定会議の開催)

第10条 省 略

- 2-5 省 略

6 会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

長

様式第1－様式第5 省 略

様式第6－1 省 略

様式第6－2 省 略

様式第7－様式第14 省 略

教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

本市において、指導が不適切である教員に対しては、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）及び大阪市立学校活性化条例（平成 24 年大阪市条例第 86 号。以下「条例」という。）を踏まえ、本規則の規定に基づき指導改善研修を実施している。

これまでは教諭に対して研修を実施してきたが、今後、養護教諭等に対しても同様の研修を実施することができるよう、手続きについての規定整備を行うとともに、必要な様式を規定するため、本規則において必要な改正を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 対象となる教員について規定を整備（第 2 条関係）
- (2) 様式第 6－2 の追加（第 5 条関係）

3 施行期日

公布の日から施行する。